資料３

２０２３年１０月４日

食品衛生分科会

文書による報告事項に関する資料

（３）文書による報告事項

①　食品中の農薬等の残留基準の設定について

・文書による報告事項の概要・・・３
・シフルフェナミド（適用拡大申請、魚介類及び畜産物への基準値設定）・・・・・・５
・ピジフルメトフェン（農薬登録申請及びインポートトレランス申請）・・・・・・・・９
・ブプロフェジン（適用拡大申請）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
・フルキサピロキサド（農薬登録申請、適用拡大申請及びインポートトレランス申請）・・２４
・プロチオコナゾール（適用拡大申請）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
・シフルトリン（動物用医薬品の使用に伴う畜産物への基準値設定依頼）・・・・３８
・オルメトプリム（暫定基準の見直し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
・クロステボル（暫定基準の見直し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
・トリブロムサラン（暫定基準の見直し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

長期暴露評価：長期的な摂取量はいずれの品目・年齢等区分においても ADI（許容一日摂取量）の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。

短期暴露評価：ARfD（急性参照用量）が設定されている品目について、各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、摂取量は ARfD を超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
シフルフェナミド （農薬/殺菌剤） （別紙 1）	適用拡大申請並びに魚介類及び畜産物への基準値設定	なし、さやえんどう、畜産物等	ADI:0.041 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 4.3% 幼小児（1～6 歳） 10.6% 妊婦 4.4% 高齢者（65 歳以上） 4.8%
ピジフルメトフェン （農薬/殺菌剤） （別紙 2）	農薬登録申請（新規製剤）及びインポートトレランス申請	りんご、てんさい等	ADI:0.099 mg/kg 体重/日 ARfD:0.3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 42.3% 幼小児（1～6 歳） 63.0% 妊婦 38.1% 高齢者（65 歳以上） 49.5% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ブプロフェジン （農薬/殺虫剤） （別紙 3）	適用拡大申請	パイナップル	ADI:0.009 mg/kg 体重/日 ARfD:0.5 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 39.4% 幼小児（1～6 歳） 75.8% 妊婦 38.1% 高齢者（65 歳以上） 41.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フルキサピロキサド （農薬/殺菌剤） （別紙 4）	農薬登録申請（新規製剤）、適用拡大申請及びインポートトレランス申請	りんご、しろうり等	ADI:0.021 mg/kg 体重/日 ARfD:1.2 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 38.4% 幼小児（1～6 歳） 74.2% 妊婦 34.8% 高齢者（65 歳以上） 43.1% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
プロチオコナゾール （農薬/殺菌剤） （別紙 5）	適用拡大申請	小麦	ADI:0.011 mg/kg 体重/日 ARfD:1 mg/kg 体重（代謝物 M17 として） (国民全体の集団) ARfD:0.02 mg/kg 体重（代謝物 M17 として） (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 12.5% 幼小児（1～6 歳） 28.0% 妊婦 12.2% 高齢者（65 歳以上） 12.5% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
シフルトリン （農薬及び動物用医薬品/殺虫剤） （別紙 6）	畜産物への基準値設定	畜産物等	ADI:0.023 mg/kg 体重/日 ARfD:0.023 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1 歳以上） 12.0% 幼小児（1～6 歳） 33.0% 妊婦 12.6% 高齢者（65 歳以上） 10.5% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
オルメトプリム（動物用医薬品/合成抗菌剤、抗原虫剤）（別紙 7）	暫定基準の見直し	該当なし	MOE 注）：39,000 注）暴露マージン（Margin of Exposure）NOAEL 等の毒性指標と摂取量の大きさの違いを示す指標	
クロステボル（動物用医薬品/合成ホルモン剤）（別紙 8）	暫定基準の見直し	該当なし	NOAEL 等を判断できる毒性試験等は確認することができず、現行のリスク管理の妥当性を判断することはできなかった。本成分が食品を介して人の健康に及ぼす影響を評価することはできないと判断した。	
トリブロムサラン（動物用医薬品/内部寄生虫駆除剤）（別紙 9）	暫定基準の見直し	該当なし	NOAEL 等を判断できる毒性試験等は確認することができず、現行のリスク管理の妥当性を判断することはできなかった。本成分が食品を介して人の健康に及ぼす影響を評価することはできないと判断した。	
次硝酸ビスマス（動物用医薬品/消化器官用薬、乳房注入剤）	対象外物質	該当なし	動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。	

※別紙の答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第 370 号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」 内に表記している。

（別紙1）

農薬名　　　シフルフェナミド

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
小麦	0.3	0.3	○				0.020,0.054(¥)
大麦	0.7	0.7	○				0.228,0.258(¥)
ライ麦	0.7	0.7	○				(大麦参照)
その他の穀類	0.7	0.7	○				(大麦参照)
トマト	0.5	0.5	○				0.10,0.16(¥)(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○				0.058,0.342(¥)
なす	0.3	0.3	○				0.051,0.066(¥)
その他のなす科野菜		0.3					
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○				0.054,0.060(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○				0.023,0.065(¥)(#)※2
しろうり	0.1	0.1	○				0.003,0.018(¥)(#)※2
すいか(果皮を含む。)	0.08	0.08	○				0.02,0.03,0.03(#)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2	0.2	○				0.05,0.06,0.08(#)
その他のうり科野菜	0.3	0.3	○				0.024,0.079(¥)(#)(にがうり)※2
未成熟えんどう	0.7		申				0.15,0.22(¥)
りんご	0.3	0.3	○				0.044～0.136(#)(n=4)※2
日本なし	0.4		申				0.10～0.12(n=6)
西洋なし	0.4		申				(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	2	1	○・申				0.36,0.51,0.66
ネクタリン	2		申				(もも(果皮及び種子を含む。) 参照)
あんず(アプリコットを含む。)	2		申				(もも(果皮及び種子を含む。) 参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.2	○・申				0.056,0.088(¥)
うめ	2		申				(もも(果皮及び種子を含む。) 参照)
おうとう(チェリーを含む。)	4	2	○・申				0.62,0.636,1.80
いちご	0.7	0.7	○				0.170,0.273(¥)
ぶどう	0.4	0.5	※1				0.11,0.12,0.12
かき	0.3	0.3	○				0.076,0.089(#)(¥)※2
ホップ	5	5			5.0	米国	【0.821～2.24(n=4)(米国ホップ)】
牛の筋肉	0.01		申				推:<0.01
豚の筋肉	0.01		申				推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申				推:0.0028
豚の脂肪	0.01		申				推:0.0012
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申				推:<0.01
豚の肝臓	0.01		申				推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申				推:<0.01
豚の腎臓	0.01		申				推:<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01		申				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01		申				(豚の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申				(牛の肝臓参照)
乳	0.01		申				推:<0.01
鶏の筋肉	0.01		申				推:<0.01
その他の家きんの筋肉	0.01		申				(鶏の筋肉参照)

農薬名　　シフルフェナミド

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
鶏の脂肪	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの脂肪	0.01		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの肝臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.01		申			推:<0.01
その他の家きんの卵	0.01		申			(鶏の卵参照)
魚介類	0.02		申			推:0.013
はちみつ	0.05	0.05				※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
(¥):最大値を基準値設定の根拠とする
推:推定される残留濃度であることを示す
※1)基準値設定依頼を受けていないが、提出された作物残留試験成績に基づき、基準値を見直している。
※2)かぼちゃ、しろうり、にがうり、りんご及びかきについては、残留濃度が定量限界以上の場合はプロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、かぼちゃ、しろうり及びにがうりは3.4%水和剤2000倍散布、りんご及びかきは10.0%水和剤4000倍散布を基に換算した。
※3)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

シフルフェナミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

シフルフェナミド
今回残留基準値を設定する「シフルフェナミド」の規制対象は、シフルフェナミドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.3
大麦	0.7
ライ麦	0.7
その他の穀類[注1)]	0.7
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.08
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜[注2)]	0.3
未成熟えんどう	0.7
りんご	0.3
日本なし	0.4
西洋なし	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	0.3
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	4
いちご	0.7
ぶどう	0.4
かき	0.3
ホップ	5
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注3)]の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01 0.01 0.01
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01 0.01 0.01
牛の食用部分注4) 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01 0.01 0.01
乳	0.01
鶏の筋肉 その他の家きん注5) の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01
魚介類	0.02
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注3) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注4) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注5) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

（別紙2）

農薬名　　ピジフルメトフェン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
小麦	0.6	0.6	○	0.4			0.068～0.358(n=6)
大麦	4	4	○	3	4.0	米国	【0.044～2.56(n=21)(米国大麦)】
ライ麦	0.4	0.3		0.4			
とうもろこし	0.04	0.02		0.04			
そば	3			3			
その他の穀類	4	4		3	4.0	米国	【大麦参照】
大豆	0.4	0.4		0.4			
小豆類	0.4	0.4		0.4			
えんどう	0.4	0.4		0.4			
そら豆	0.4	0.4		0.4			
らっかせい	0.05	0.02		0.05			
その他の豆類	0.4	0.4		0.4			
ばれいしょ	0.1	0.02		0.1			
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1			0.1			
かんしょ	0.1			0.1			
やまいも（長いもをいう。）	0.1			0.1			
こんにゃくいも	0.1			0.1			
その他のいも類	0.1			0.1			
てんさい	0.5		IT	0.3	0.5	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5		IT	0.3	0.5	米国	【0.0130～0.1664(n=5)(米国ラディッシュ(根部))】
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.1			0.1			
かぶ類の根	0.5		IT	0.3	0.5	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
かぶ類の葉	0.1			0.1			
西洋わさび	0.5		IT	0.3	0.5	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
クレソン	50		IT	0.1	50	米国	【0.868～28.6(n=8)(米国からしな(茎葉))】
はくさい	3		IT	2	3	米国	【0.417～1.432(n=4)(米国ブロッコリー)】
キャベツ	3		IT	2	3	米国	【はくさい参照】
芽キャベツ	3		IT	2	3	米国	【はくさい参照】
ケール	50		IT	0.1	50	米国	【クレソン参照】
こまつな	50		IT	0.1	50	米国	【クレソン参照】
きょうな	50		IT	0.1	50	米国	【クレソン参照】
チンゲンサイ	50		IT	0.1	50	米国	【クレソン参照】
カリフラワー	3		IT	3			
ブロッコリー	3		IT	3			
その他のあぶらな科野菜	50		IT	3	50	米国	【クレソン参照】
ごぼう	0.5		IT	0.3	0.5	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
サルシフィー	0.5		IT	0.3	0.5	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
チコリ	10		IT		10	米国	【0.7629～6.2738(n=17)(米国てんさい(葉部))】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40	40			40	米国	【ほうれんそう参照】
その他のきく科野菜	15		IT	15			
たまねぎ	0.3		IT	0.3			
ねぎ（リーキを含む。）	2		IT	1.5			
にんにく	0.3		IT	0.3			
にら	2		IT	1.5			
わけぎ	2		IT	1.5			
その他のゆり科野菜	2		IT	1.5			

農薬名　　　　ピジフルメトフェン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	国/地域基準値 ppm		
にんじん	0.5		IT	0.3	0.5	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
パースニップ	0.5		IT	0.3	0.5	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
セロリ	15	15		15			
その他のせり科野菜	0.5		IT	0.3	0.5	米国	【だいこん類(ラディッシュを含む。)の根参照】
トマト	0.6	0.6		0.5	0.60	米国	【0.062～0.366(n=6)(米国ピーマン)、0.088,0.136,0.257(米国とうがらし)】
ピーマン	0.6	0.6		0.5	0.60	米国	【トマト参照】
なす	0.6	0.6		0.5	0.60	米国	【トマト参照】
その他のなす科野菜	0.6	0.6		0.5	0.60	米国	【トマト参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5		0.4	0.50	米国	【0.109～0.264(n=10)(米国きゅうり)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5		0.4	0.50	米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
すいか(果皮を含む。)	0.5		IT	0.4	0.50	米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5	0.5		0.4	0.50	米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
まくわうり(果皮を含む。)	0.5	0.5		0.4	0.50	米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
その他のうり科野菜	0.4			0.4			
ほうれんそう	40	40			40	米国	【7.53～15.6(n=8)(米国ほうれんそう)】
オクラ	0.6	0.6		0.02	0.60	米国	【トマト参照】
未成熟えんどう	2		IT	1.5			
未成熟いんげん	1		IT	0.7	1	米国	【0.011,0.054,0.638(米国えんどう(未成熟さや))、0.013～0.142(n=6)(いんげん(未成熟さや))】
えだまめ	1		IT	0.7	1	米国	【未成熟いんげん参照】
その他の野菜	15		IT	15			
みかん(外果皮を含む。)	1		申・IT	0.9	1	米国	【0.17429～0.55974(n=4)(米国タンジェリン)】
なつみかんの果実全体	1		申・IT	0.9	1	米国	【みかん(外果皮を含む。)参照】
レモン	1		申・IT	0.9	1	米国	【みかん(外果皮を含む。)参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		申・IT	0.9	1	米国	【みかん(外果皮を含む。)参照】
グレープフルーツ	1		申・IT	0.9	1	米国	【みかん(外果皮を含む。)参照】
ライム	1		申・IT	0.9	1	米国	【みかん(外果皮を含む。)参照】
その他のかんきつ類果実	1		申・IT	0.9	1	米国	【みかん(外果皮を含む。)参照】
りんご	0.9		申・IT	0.2			0.15～0.46(n=6)
日本なし	0.2		IT	0.2			
西洋なし	0.2		IT	0.2			
マルメロ	0.2		IT	0.2			
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.2		IT	0.2			
もも(果皮及び種子を含む。)	1		IT	1			
ネクタリン	1		IT	1			
あんず(アプリコットを含む。)	1		IT	1			
すもも(プルーンを含む。)	0.6		IT	0.6			
うめ	1		IT	1			
おうとう(チェリーを含む。)	2		IT	2			

農薬名　ピジフルメトフェン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
いちご	1		IT	1			
ラズベリー	5		IT		5	米国	【0.453～2.54(n=6)(米国ラズベリー)】
ブラックベリー	5		IT		5	米国	【ラズベリー参照】
ブルーベリー	5		IT	5			
クランベリー	5		IT	1	5	米国	【0.4050～3.550(#)(n=15)(米国ブルーベリー)】
ハックルベリー	5		IT	5			
その他のベリー類果実	5		IT	5			
ぶどう	2	2		1.5			
その他の果実	5	2		5			
ひまわりの種子	0.5		IT	0.5			
ごまの種子	0.9			0.9			
べにばなの種子	0.5		IT	0.5			
綿実	0.4		IT	0.02	0.4	米国	【<0.01～0.29(n=12)(米国綿実)】
なたね	0.9	0.9		0.9			
その他のオイルシード	0.9		IT	0.9			
ぎんなん	0.07		IT	0.05	0.07	米国	【アーモンド参照】
くり	0.07		IT	0.05	0.07	米国	【アーモンド参照】
ペカン	0.07		IT	0.05	0.07	米国	【アーモンド参照】
アーモンド	0.07		IT	0.05	0.07	米国	【<0.01～0.032(n=5)(米国アーモンド)】
くるみ	0.07		IT	0.05	0.07	米国	【アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.07		IT	0.05	0.07	米国	【アーモンド参照】
その他のスパイス	5		申・IT	5			
その他のハーブ	50		IT	15	50	米国	【クレソン参照】
牛の筋肉	0.1	0.01		0.1			
豚の筋肉	0.1			0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.01		0.1			
牛の脂肪	0.1	0.03		0.1			
豚の脂肪	0.1			0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.03		0.1			
牛の肝臓	0.1	0.03		0.1			
豚の肝臓	0.1			0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.03		0.1			
牛の腎臓	0.1	0.03		0.1			
豚の腎臓	0.1			0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.03		0.1			
牛の食用部分	0.1	0.03		0.1			
豚の食用部分	0.1			0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.03		0.1			
乳	0.01	0.03		0.01			

農薬名　　ピジフルメトフェン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
鶏の筋肉	0.01			0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01			
鶏の脂肪	0.01			0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01			
鶏の肝臓	0.01			0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01			
鶏の腎臓	0.01			0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01			
鶏の食用部分	0.01			0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01			
鶏の卵	0.02			0.02			
その他の家きんの卵	0.02			0.02			
はちみつ	0.05						※1
小麦はい芽				0.6			※2
小麦ふすま				1			※2
とうもろこし粉	0.07			0.07			
とうもろこし油	0.08			0.08			
落花生油	0.2			0.15			
ポテトフレーク	0.5			0.5			
とうがらし（乾燥させたもの）				5			※2
野菜（乾燥させたもの）	7			7			
干しぶどう				4			※2

太枠：本基準（暫定基準以外の基準）を見直すもの
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
IT：海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績
推：推定される残留濃度であることを示す
※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」（令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会（令和5年3月31日一部改訂））の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※2) 加工食品である「小麦はい芽」、「小麦ふすま」、「とうがらし（乾燥させたもの）」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは「小麦はい芽」の加工係数を1.45、「小麦ふすま」の加工係数を2.25、「とうがらし（乾燥させたもの）」の加工係数を10、「干しぶどう」の加工係数を2.54と算出している。

答申（案）

ピジフルメトフェンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ピジフルメトフェン
今回残留基準値を設定する「ピジフルメトフェン」の規制対象は、ピジフルメトフェンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.6
大麦	4
ライ麦	0.4
とうもろこし	0.04
そば	3
その他の穀類注1)	4
大豆	0.4
小豆類注2)	0.4
えんどう	0.4
そら豆	0.4
らっかせい	0.05
その他の豆類注3)	0.4
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1
かんしょ	0.1
やまいも（長いもをいう。）	0.1
こんにゃくいも	0.1
その他のいも類注4)	0.1
てんさい	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.1
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	0.1
西洋わさび	0.5
クレソン	50
はくさい	3
キャベツ	3
芽キャベツ	3
ケール	50
こまつな	50
きょうな	50
チンゲンサイ	50
カリフラワー	3
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜注5)	50
ごぼう	0.5
サルシフィー	0.5

食品名	残留基準値 ppm
チコリ	10
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40
その他のきく科野菜注6)	15
たまねぎ	0.3
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.3
にら	2
わけぎ	2
その他のゆり科野菜注7)	2
にんじん	0.5
パースニップ	0.5
セロリ	15
その他のせり科野菜注8)	0.5
トマト	0.6
ピーマン	0.6
なす	0.6
その他のなす科野菜注9)	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜注10)	0.4
ほうれんそう	40
オクラ	0.6
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	1
えだまめ	1
その他の野菜注11)	15
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実注12)	1
りんご	0.9
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	1
あんず（アプリコットを含む。）	1

食品名	残留基準値 ppm
すもも（プルーンを含む。）	0.6
うめ	1
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	1
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	5
クランベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実[注13)]	5
ぶどう	2
その他の果実[注14)]	5
ひまわりの種子	0.5
ごまの種子	0.9
べにばなの種子	0.5
綿実	0.4
なたね	0.9
その他のオイルシード[注15)]	0.9
ぎんなん	0.07
くり	0.07
ペカン	0.07
アーモンド	0.07
くるみ	0.07
その他のナッツ類[注16)]	0.07
その他のスパイス[注17)]	5
その他のハーブ[注18)]	50
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注19)] の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分[注20)]	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.01

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉 その他の家きん[注21)]の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.02 0.02
はちみつ	0.05
とうもろこし粉 とうもろこし油 落花生油 ポテトフレーク 野菜（乾燥させたもの）	0.07 0.08 0.2 0.5 7

注1）「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3）「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4）「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5）「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6）「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注7）「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8）「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9）「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13）「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15）「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注16）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名　　　　ブプロフェジン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	0.5	0.5	○				0.088, 0.158(¥)
小麦	2	2	○				0.06～0.75(n=6)
大麦	6	6	○				1.58, 1.60, 1.99
ライ麦	6	6	○				（大麦参照）
その他の穀類	6	6	○				（大麦参照）
大豆	0.02	0.02		0.01	0.02	ブラジル	【<0.01～<0.02(#)(n=8)(ブラジルだいず)】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	13	13			§13	米国	【1.29～12.6(#)(n=8)(米国非結球レタス)】
その他のきく科野菜	3	3	○				0.517, 1.34(¥)（ふき）
ねぎ（リーキを含む。）	4	3	○				0.03, 0.09, 1.57
にら	1	1	○				0.03, 0.12, 0.48
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○				<0.01, <0.01（らっきょう）
トマト	1	1	○	1			
ピーマン	2	2		2			
なす	1	1	○				0.04～0.48(n=4)
その他のなす科野菜	10	10	○	2			2.98, 3.64(¥)（ししとう）
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1	○	0.7			0.35～0.75(n=6)
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7		0.7			
しろうり	0.7	0.7		0.7			
すいか（果皮を含む。）	0.8	0.8	○	0.7			0.160, 0.196, 0.415（大玉すいか）
メロン類果実（果皮を含む。）	3	3	○	0.7			0.601, 0.604, 0.965（ネットメロン）
まくわうり（果皮を含む。）	3	3		0.7			（メロン類果実（果皮を含む。）参照）
その他のうり科野菜	0.7	0.7		0.7			
オクラ	2			2			
未成熟えんどう	0.02	0.02			0.02	米国	【<0.02(n=6)(米国スナップえんどう)】
みかん（外果皮を含む。）	1	1	○	1			
なつみかんの果実全体	1	1	○	1			
レモン	3	3	○	1	§2.5	米国	【オレンジ参照】
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	2	○	1	§2.5	米国	【0.393～1.796(n=17)(米国オレンジ)】
グレープフルーツ	3	3	○	1	§2.5	米国	【オレンジ参照】
ライム	3	3	○	1	§2.5	米国	【オレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	3	3	○	1	§2.5	米国	【オレンジ参照】
りんご	3	3	○	3			
日本なし	6	6	○	6			
西洋なし	6	6	○	6			
マルメロ	3	4			3.0	米国	【<0.10～0.933(n=12)(米国りんご)】
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3	3	○				0.42, 0.92, 0.96
もも（果皮及び種子を含む。）	9	6	○	9			
ネクタリン	9	9	○	9			
あんず（アプリコットを含む。）	0.7	0.7	○				0.19, 0.30(¥)
すもも（プルーンを含む。）	2	2	○	2			
うめ	5	5	○				1.91, 2.74(¥)
おうとう（チェリーを含む。）	5	5	○	2			1.42, 1.70(¥)
いちご	3	3		3			
ぶどう	1	1	○	1			
かき	1	1	○		1	豪州	【0.44, 0.46(¥)（豪州かき）】
バナナ	0.3	0.3		0.3			
キウィー（果皮を含む。）	15	15	○				1.66～6.71(n=5)
パパイヤ	0.9	0.9			0.90	米国	【0.50, 0.63, 0.65（米国パパイヤ）】
アボカド	0.3	0.3		0.1	0.30	米国	【<0.01～0.20(#)(n=4)（米国アボカド）】
パイナップル	0.3		申				0.08, 0.08(¥)
グアバ	0.3	0.3			0.3	米国	【アボカド参照】
マンゴー	0.9	0.9	○	0.1			【パパイヤ参照】
パッションフルーツ	2	2	○		2	豪州	【1.05, 1.13(¥)(豪州パッションフルーツ)】
その他の果実	5	5	○	5			
綿実	0.4	0.4			0.35	米国	【0.042～0.118(#)(n=6)(米国綿実)】

農薬名　　　　　　　ブプロフェジン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
くり	0.05	0.05	○	0.05		
ペカン	0.05	0.05		0.05		
アーモンド	0.05	0.05		0.05		
くるみ	0.05	0.05	○	0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
茶	30	30	○	30		
コーヒー豆	0.4	0.4		0.4		
その他のスパイス	10	10	○	1		1.56,4.80(¥)(さんしょう果実)
その他のハーブ	**2**	3		1.5		
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		推：0.023
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.1	0.1		0.01		推：0.055
豚の脂肪	0.1	0.1		0.01		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1		0.01		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	**0.05**	0.1		0.05		推：0.023
豚の肝臓	**0.05**	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	**0.05**	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		推：0.023
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	**0.05**	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	**0.05**	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	**0.05**	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.02		0.01		推：0.0046
鶏の筋肉	**0.01**			0.01		
その他の家きんの筋肉	**0.01**			0.01		
鶏の脂肪	**0.01**			0.01		
その他の家きんの脂肪	**0.01**			0.01		
鶏の肝臓	**0.01**			0.01		
その他の家きんの肝臓	**0.01**			0.01		
鶏の腎臓	**0.01**			0.01		
その他の家きんの腎臓	**0.01**			0.01		
鶏の食用部分	**0.01**			0.01		
その他の家きんの食用部分	**0.01**			0.01		
鶏の卵	**0.01**			0.01		
その他の家きんの卵	**0.01**			0.01		
魚介類	0.2	0.2				推：0.18
はちみつ	**0.05**					※1
とうがらし（乾燥させたもの）	／			10		※2
干しぶどう	**2**			2		
食用オリーブ油（バージンオイルに限る。）	**20**			20		

太枠：本基準（暫定基準以外の基準）を見直すもの
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績
(¥)：最大値を基準値設定の根拠とする
推：推定される残留濃度であることを示す
§：現行基準値設定当時の米国の基準値を示す。現在は米国のレタス及びかんきつ類は、それぞれ35及び4 ppmが設定されているが、現時点はIT申請がなされていないことから、現行の基準値を維持することとする。
※1）「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」（令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会（令和5年3月31日一部改訂））の 別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※2）「とうがらし（乾燥させたもの）」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし（乾燥させたもの）の加工係数を7と算出している。

答申（案）

ブプロフェジンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ブプロフェジン
今回残留基準値を設定する「ブプロフェジン」の規制対象は、ブプロフェジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.5
小麦	2
大麦	6
ライ麦	6
その他の穀類注1)	6
大豆	0.02
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	13
その他のきく科野菜注2)	3
ねぎ（リーキを含む。）	4
にら	1
その他のゆり科野菜注3)	0.05
トマト	1
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜注4)	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7
しろうり	0.7
すいか（果皮を含む。）	0.8
メロン類果実（果皮を含む。）	3
まくわうり（果皮を含む。）	3
その他のうり科野菜注5)	0.7
オクラ	2
未成熟えんどう	0.02
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実注6)	3
りんご	3
日本なし	6
西洋なし	6
マルメロ	3

食品名	残留基準値 ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3
もも（果皮及び種子を含む。）	9
ネクタリン	9
あんず（アプリコットを含む。）	0.7
すもも（プルーンを含む。）	2
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	5
いちご	3
ぶどう	1
かき	1
バナナ	0.3
キウィー（果皮を含む。）	15
パパイヤ	0.9
アボカド	0.3
パイナップル	0.3
グアバ	0.3
マンゴー	0.9
パッションフルーツ	2
その他の果実[注7)]	5
綿実	0.4
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類[注8)]	0.05
茶	30
コーヒー豆	0.4
その他のスパイス[注9)]	10
その他のハーブ[注10)]	2
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注11)] の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分[注12)] 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05 0.05 0.05
乳	0.02
鶏の筋肉 その他の家きん[注13)] の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01
魚介類	0.2
はちみつ	0.05
干しぶどう 食用オリーブ油（バージンオイルに限る。）	2 20

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名　　フルキサピロキサド

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	3	3		3			※1
小麦	2	2	○	0.3			0.206～0.804(n=6)
大麦	3	3		2	3.0	米国	【<0.01～1.22(n=12)（米国大麦）】
ライ麦	3	3		0.3	3.0	米国	【大麦参照】
とうもろこし	0.2	0.2		0.15			
そば	3	3			3.0	米国	【大麦参照】
その他の穀類	3	3		2	3.0	米国	【大麦参照】
大豆	0.2	0.2		0.15			
小豆類	0.4	0.4		0.4			
えんどう	0.4	0.4		0.4			
そら豆	0.4	0.4		0.3	0.4	米国	【0.01～0.2 (n=11)（米国乾燥いんげん）】
らっかせい	0.01	0.01		0.01			
その他の豆類	0.4	0.4		0.4			
ばれいしょ	0.07	0.03	○	0.07			
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03	0.02		0.03			
かんしょ	0.03	0.02		0.03			
やまいも（長いもをいう。）	0.03	0.02		0.03			
こんにゃくいも	0.03			0.03			
その他のいも類	0.03	0.02		0.03			
てんさい	0.2	0.2	○	0.15			
さとうきび	3	3			3.0	米国	【<0.01～1.34 (n=8)（米国さとうきび）】
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.9	0.9		0.2	0.90	米国	【0.04～0.5(n=7)（米国にんじん）】
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	8	8		8			
かぶ類の根	0.9	0.9			0.90	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の根参照】
かぶ類の葉	4	4		4			
西洋わさび	0.9	0.9			0.90	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の根参照】
クレソン	30	30			30	米国	【1.86～11.45(n=5)（米国ほうれんそう）】
はくさい	4	4		4			
キャベツ	4	4		2	4.0	米国	【0.48～1.87(n=5)（米国マスタードグリーン）】
芽キャベツ	4	4		2	4.0	米国	【キャベツ参照】
ケール	4	4		4			
こまつな	4	4		4			
きょうな	4	4		4			
チンゲンサイ	4	4		4			
カリフラワー	4	4		2	4.0	米国	【キャベツ参照】
ブロッコリー	4	4		2	4.0	米国	【キャベツ参照】
その他のあぶらな科野菜	4	4		4			
ごぼう	0.9	0.9			0.90	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の根参照】
サルシフィー	0.9	0.9			0.90	米国	【だいこん類（ラディッシュを含む。）の根参照】
エンダイブ	30	30			30	米国	【クレソン参照】
しゅんぎく	30	30			30	米国	【クレソン参照】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30		4	30	米国	【クレソン参照】
その他のきく科野菜	30	30			30	米国	【クレソン参照】
たまねぎ	2	2		0.6	1.5	米国	【0.24, 0.36, 0.56（米国グリーンオニオン）】
ねぎ（リーキを含む。）	2	2			1.5	米国	【たまねぎ参照】
にんにく	2	2		0.6	1.5	米国	【たまねぎ参照】
にら	2	2			1.5	米国	【たまねぎ参照】
その他のゆり科野菜	2	2			1.5	米国	【たまねぎ参照】
にんじん	1	1		1			
パースニップ	1	1		1			
パセリ	30	30			30	米国	【クレソン参照】
セロリ	30	30		10	30	米国	【クレソン参照】
その他のせり科野菜	30	30			30	米国	【クレソン参照】
トマト	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【(0.02、0.30(¥)（米国とうがらし）】
ピーマン	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【トマト参照】
なす	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【トマト参照】
その他のなす科野菜	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【トマト参照】

農薬名　　フルキサピロキサド

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5		0.2	0.50	米国	【0.02～0.24(n=6)（米国きゅうり）(#)】
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5		0.2	0.50	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
しろうり	0.5	0.2	IT	0.2	0.50	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
すいか（果皮を含む。）	0.5		IT	0.2	0.50	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5		IT	0.2	0.50	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
まくわうり（果皮を含む。）	0.5		IT	0.2	0.50	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.2	0.50	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
オクラ	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【トマト参照】
しょうが	0.02	0.02			0.02	米国	【<0.01～0.02 (n=21)（米国ばれいしょ）】
未成熟えんどう	2	2		2			
未成熟いんげん	2	2		2			
えだまめ	2	2		1.5			
しいたけ		0.6					
その他のきのこ類		0.6					
その他の野菜	7	7		4	7.0	米国	【0.74～3.82 (n=11)（米国てんさいの葉）】
みかん（外果皮を含む。）	4		申	1			0.679～2.40(n=6)
なつみかんの果実全体	4	1	申	0.6			（みかん（外果皮を含む。）参照）
レモン	4	1	申	1			（みかん（外果皮を含む。）参照）
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	4	1	申	1.5			（みかん（外果皮を含む。）参照）
グレープフルーツ	4	1	申	0.6			（みかん（外果皮を含む。）参照）
ライム	4	1	申	1			（みかん（外果皮を含む。）参照）
その他のかんきつ類果実	4	1	申	1.5			（みかん（外果皮を含む。）参照）
りんご	3	0.9	○・申	0.9			0.428～1.340 (n=6)
日本なし	2	0.9	○・申	0.9			0.267～0.556 (n=6)
西洋なし	2	0.9	○・申	0.9			（日本なし参照）
マルメロ	0.9	0.9		0.9			
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.9			0.9			
もも		0.2					
もも（果皮及び種子を含む。）	3		○・申	1.5	3.0	米国	【0.252～1.864 (n=8)（米国チェリー）】
ネクタリン	3	3	○・申	1.5	3.0	米国	【もも（果皮及び種子を含む。）参照】
あんず（アプリコットを含む。）	7	3	申	1.5			（うめ参照）
すもも（プルーンを含む。）	3	2		1.5	3.0	米国	【もも（果皮及び種子を含む。）参照】
うめ	7	2	申	1.5			0.460、1.540、2.880
おうとう（チェリーを含む。）	6	3	申	3			1.04、2.09、2.70
いちご	7	7		7			
ラズベリー	7	7		7			
ブラックベリー	7	7		7			
ブルーベリー	7	7		7			
クランベリー	7	7		7			
ハックルベリー	7	7		7			
その他のベリー類果実	7	7		7			
ぶどう	3	3		3			
かき	0.9			0.9			
バナナ	3	3		3			
パパイヤ	1			1			
グアバ		7					※2
マンゴー	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【0.13～0.37(n=4)（米国マンゴー）】
パッションフルーツ	2	2			2.0	米国	【(0.12～1.06 (n=7))（米国ぶどう)】
その他の果実	7	7		7			
ひまわりの種子	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【(0.02～0.72(n=16))(米国なたね)】
ごまの種子	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【なたね参照】
べにばなの種子	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【なたね参照】
綿実	0.5	0.3		0.5			
なたね	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【なたね参照】
その他のオイルシード	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【なたね参照】

農薬名　　フルキサピロキサド

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
ぎんなん	0.06	0.04		0.04	0.06	米国	【<0.01～0.03(n=5)(米国ペカン)】
くり	0.06	0.06		0.04	0.06	米国	【ぎんなん参照】
ペカン	0.06	0.06		0.04	0.06	米国	【ぎんなん参照】
アーモンド	0.06	0.06		0.04	0.06	米国	【ぎんなん参照】
くるみ	0.06	0.06		0.04	0.06	米国	【ぎんなん参照】
その他のナッツ類	0.8	0.8		0.8			
コーヒー豆	0.2	0.2		0.15	0.2	米国	【<0.01～0.13(n=21)(米国コーヒー豆)】
その他のスパイス	20	7	申	7			3.1～11.0(n=6)(温州みかん(外果皮))
その他のハーブ	30	30		4	30	米国	【クレソン参照】
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2			
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2			
牛の脂肪	0.2	0.2		0.2			
豚の脂肪	0.2	0.2		0.2			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2			
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1			
豚の肝臓	0.1	0.1		0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1			
牛の腎臓	0.1	0.1		0.1			
豚の腎臓	0.1	0.1		0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1			
牛の食用部分	0.1	0.1		0.1			
豚の食用部分	0.1	0.1		0.1			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.1			
乳	0.02	0.02		0.02			
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02			
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02			
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05			
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05			
鶏の肝臓	0.02	0.02		0.02			
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02		0.02			
鶏の腎臓	0.02	0.02		0.02			
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02		0.02			
鶏の食用部分	0.02	0.02		0.02			
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02		0.02			
鶏の卵	0.02	0.02		0.02			
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.02			
はちみつ	0.05						※3

農薬名　　フルキサピロキサド

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
小麦ふすま	/	/		1		※4
とうがらし(乾燥させたもの)	/	/		6		※4
干しぶどう	15	15		15		

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの、または、※4のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1)国際基準のRice, Huskedを参照した。

※2)現行のグアバの基準値は、米国のIT申請の作物Chilean guavaからグアバに設定されていたが、当該作物はCodexではその他のベリー類果実に食品分類されることから、Codexに準じてChilean guavaをその他のベリー類果実に食品分類し、グアバの基準値を削除した。

※3)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日　一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※4)加工食品である「小麦ふすま」及び「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは小麦ふすま及びとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数をそれぞれ2.9及び10と算出している。

答申（案）

フルキサピロキサドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フルキサピロキサド

今回残留基準値を設定する「フルキサピロキサド」の規制対象は、フルキサピロキサドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	3
小麦	2
大麦	3
ライ麦	3
とうもろこし	0.2
そば	3
その他の穀類注1)	3
大豆	0.2
小豆類注2)	0.4
えんどう	0.4
そら豆	0.4
らっかせい	0.01
その他の豆類注3)	0.4
ばれいしょ	0.07
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03
かんしょ	0.03
やまいも（長いもをいう。）	0.03
こんにゃくいも	0.03
その他のいも類注4)	0.03
てんさい	0.2
さとうきび	3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.9
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	8
かぶ類の根	0.9
かぶ類の葉	4
西洋わさび	0.9
クレソン	30
はくさい	4
キャベツ	4
芽キャベツ	4
ケール	4
こまつな	4
きょうな	4
チンゲンサイ	4
カリフラワー	4
ブロッコリー	4

食品名	残留基準値 ppm
その他のあぶらな科野菜[注5)]	4
ごぼう	0.9
サルシフィー	0.9
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30
その他のきく科野菜[注6)]	30
たまねぎ	2
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	2
にら	2
その他のゆり科野菜[注7)]	2
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	30
セロリ	30
その他のせり科野菜[注8)]	30
トマト	0.7
ピーマン	0.7
なす	0.7
その他のなす科野菜[注9)]	0.7
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
しろうり	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
まくわうり（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜[注10)]	0.5
オクラ	0.7
しょうが	0.02
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
その他の野菜[注11)]	7
みかん（外果皮を含む。）	4
なつみかんの果実全体	4
レモン	4
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	4
グレープフルーツ	4
ライム	4
その他のかんきつ類果実[注12)]	4
りんご	3
日本なし	2

食品名	残留基準値 ppm
西洋なし	2
マルメロ	0.9
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.9
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	7
すもも（プルーンを含む。）	3
うめ	7
おうとう（チェリーを含む。）	6
いちご	7
ラズベリー	7
ブラックベリー	7
ブルーベリー	7
クランベリー	7
ハックルベリー	7
その他のベリー類果実[注13)]	7
ぶどう	3
かき	0.9
バナナ	3
パパイヤ	1
マンゴー	0.7
パッションフルーツ	2
その他の果実[注14)]	7
ひまわりの種子	0.9
ごまの種子	0.9
べにばなの種子	0.9
綿実	0.5
なたね	0.9
その他のオイルシード[注15)]	0.9
ぎんなん	0.06
くり	0.06
ペカン	0.06
アーモンド	0.06
くるみ	0.06
その他のナッツ類[注16)]	0.8
コーヒー豆	0.2
その他のスパイス[注17)]	20
その他のハーブ[注18)]	30
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注19)] の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2

食品名	残留基準値 ppm
豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2 0.2
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1 0.1 0.1
牛の食用部分[注20)] 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1
乳	0.02
鶏の筋肉 その他の家きん[注21)] の筋肉	0.02 0.02
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05 0.05
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.02 0.02
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.02 0.02
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.02 0.02
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.02 0.02
はちみつ	0.05
干しぶどう	15

注1）「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
注2）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注3）「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
注4）「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
注5）「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
注6）「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
注7）「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
注8）「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注9）「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注10）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注11）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注12）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
注13）「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
注14）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
注15）「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
注16）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
注17）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注18）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
注19）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注20）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注21）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

（別紙5）

農薬名　　プロチオコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
小麦	0.5	0.4	○・申	0.1			0.025～0.268(n=6)
大麦	0.3	0.4		0.2	0.32	米国	【<0.02～0.05(n=33)(米国小麦)、<0.02～0.15(n=25)(米国大麦)】
ライ麦	0.3	0.4		0.05	0.32	米国	【大麦参照】
とうもろこし	0.1	0.4		0.1			
そば	0.3	0.4			0.32	米国	【大麦参照】
その他の穀類	0.3	0.4		0.05	0.32	米国	【大麦参照】
大豆	0.2	0.2		0.2			
小豆類	1	1		1			
えんどう	1	1		1			
そら豆	1	1		1			
らっかせい	0.02	0.02		0.02			
その他の豆類	1	1		1			
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02			
てんさい	0.3	0.3	○	0.3			
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3		0.2	0.27	米国	【<0.04～0.07(n=8)(米国きゅうり)、<0.04～0.06(#)(n=8)(米国サマースカッシュ)、<0.04～0.17(n=8)(米国マスクメロン)】
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3		0.2	0.27	米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
しろうり	0.3	0.3		0.2	0.27	米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	0.2		0.2			
まくわうり（果皮を含む。）	0.2	0.2		0.2			
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.2	0.27	米国	【きゅうり(ガーキンを含む。)参照】
ブルーベリー	2	2		1.5			
クランベリー	0.2	0.2		0.15			
ハックルベリー	2	2		1.5			
その他のベリー類果実	2	2		1.5			
その他の果実	2			1.5			
綿実	0.4	0.4		0.3	0.36	米国	【<0.040～0.256(n=12)(米国綿実)】
なたね	0.1	0.2		0.1			
その他のスパイス	2	2		1.5			
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01			
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01			
牛の脂肪	0.02	0.02		0.02			
豚の脂肪	0.02	0.02		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02		0.02			
牛の肝臓	0.3	0.3		0.3			
豚の肝臓	0.3	0.3		0.3			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3		0.3			
牛の腎臓	0.3	0.3		0.3			
豚の腎臓	0.3	0.3		0.3			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3		0.3			
牛の食用部分	0.3	0.3		0.3			
豚の食用部分	0.3	0.3		0.3			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3		0.3			

農薬名　　プロチオコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域 基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
乳	0.004	0.004		0.004			
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01			
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01			
鶏の肝臓	0.1	0.1		0.1			
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1		0.1			
鶏の腎臓	0.1	0.1		0.1			
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1		0.1			
鶏の食用部分	0.1	0.1		0.1			
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1		0.1			
鶏の卵	0.005	0.006		0.005			
その他の家きんの卵	0.005	0.006		0.005			
はちみつ	0.05						※

太枠：本基準（暫定基準以外の基準）を見直すもの
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績
基準値案及び国際基準は代謝物M17としての濃度で、基準値現行及び米国の作物残留試験成績等はプロチオコナゾールとしての濃度で示している。米国参考基準値は換算係数0.91を乗じて代謝物M17としての濃度で示している。
※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」（令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会（令和5年3月31日一部改訂））の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

プロチオコナゾールについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

プロチオコナゾール

今回残留基準値を設定する「プロチオコナゾール」の規制対象は、代謝物M17【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロパン-2-オール】のみとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.5
大麦	0.3
ライ麦	0.3
とうもろこし	0.1
そば	0.3
その他の穀類注1)	0.3
大豆	0.2
小豆類注2)	1
えんどう	1
そら豆	1
らっかせい	0.02
その他の豆類注3)	1
ばれいしょ	0.02
てんさい	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜注4)	0.3
ブルーベリー	2
クランベリー	0.2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実注5)	2
その他の果実注6)	2
綿実	0.4
なたね	0.1
その他のスパイス注7)	2

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物[注8)] の筋肉	0.01 0.01 0.01
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02 0.02 0.02
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3 0.3 0.3
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3 0.3 0.3
牛の食用部分[注9)] 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3 0.3 0.3
乳	0.004
鶏の筋肉 その他の家きん[注10)] の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.1 0.1
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.1 0.1
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.005 0.005
はちみつ	0.05

注1）「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
注2）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注3）「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
注4）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注5）「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
注6）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
注7）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注8）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注9）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注10）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

（別紙6）

農薬名　　シフルトリン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
小麦	0.2	0.2	○				0.04,0.04(¥)
大麦	0.2	0.2			0.15	米国	【<0.05～0.17(n=20)(米国小麦)】
ライ麦	0.2	0.2			0.15	米国	【大麦参照】
とうもろこし	0.05	0.05			0.05	米国	【<0.01(n=22)(米国とうもろこし)、<0.01,<0.01,0.01(米国未成熟とうもろこし)】
そば	0.2	0.2			0.15	米国	【大麦参照】
その他の穀類	0.2	0.2			0.15	米国	【大麦参照】
大豆	0.05	0.05	○	0.03			<0.01,0.01(¥)
小豆類	0.2	0.2	○		0.15	米国	【0.01(米国いんげんまめ)、0.07(米国えんどうまめ)】
えんどう	0.2	0.2	○		0.15	米国	【小豆類参照】
そら豆	0.2	0.2	○		0.15	米国	【小豆類参照】
らっかせい	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01(¥)
その他の豆類	0.2	0.2	○		0.15	米国	【小豆類参照】
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.01			<0.01,<0.01(#)(¥)
かんしょ	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01(¥)
てんさい	0.2	0.2	○				0.01,0.05(#)(¥)※1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2	○				0.02,0.04(¥)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2	2	○				0.50,0.66(¥)
西洋わさび		0.05					
はくさい	1	1	○				0.12,0.38(¥)
キャベツ	0.3	0.3	○	0.08			0.01,0.08(¥)
カリフラワー	2	2		2			
ごぼう	0.1	0.1	○				<0.02,<0.02(¥)
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.5	0.5	○				0.14,0.18(#)(¥)※1
その他のきく科野菜	2	2	○				0.38,0.56(¥)(食用ぎく)
たまねぎ	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01(¥)
にんじん	0.07	0.07	○				<0.01,0.01,0.03
その他のせり科野菜	0.05	0.05		0.05			
トマト	0.2	0.2		0.2			
ピーマン	0.2	0.2		0.2			
なす	0.2	0.2		0.2			
その他のなす科野菜	0.2	0.2		0.2			
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1	0.1			0.1	米国	【0.01～0.05(n=6)(米国きゅうり)、0.01～0.08(n=5)(米国サマースカッシュ)、0.02～0.04(n=6)(米国カンタロープ)】
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1			0.1	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
しろうり	0.1	0.1			0.1	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
すいか（果皮を含む。）	0.1	0.1			0.1	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
メロン類果実（果皮を含む。）	0.1	0.1			0.1	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
まくわうり（果皮を含む。）	0.1	0.1			0.1	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1			0.1	米国	【きゅうり（ガーキンを含む。）参照】

農薬名　シフルトリン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
オクラ	0.2			0.2			
しょうが	0.05	0.05		0.05			
えだまめ	2	2	○				0.32, 0.90(¥)
その他の野菜	0.05	0.05		0.05			
みかん（外果皮を含む。）	1	1	○	0.3			0.25, 0.35(#)(¥)※1
なつみかんの果実全体	1	1	○	0.3			0.40, 0.44(¥)
レモン	1	1	○	0.3			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1	○	0.3			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○	0.3			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○	0.3			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○	0.3			0.37(かぼす)、0.48(すだち)(¥)
りんご	0.7	0.9	○	0.1			0.09～0.38(n=6)※1
日本なし	0.5	0.6	○	0.1			0.08～0.26(n=6)※1
西洋なし	0.5	0.6	○	0.1			(日本なし参照)
もも（果皮及び種子を含む。）	1	1	○				0.18, 0.41(#)(¥)※1
ネクタリン	0.3	0.3			0.3	米国	【0.10～0.25(n=6)(米国おうとう)】
あんず（アプリコットを含む。）	0.5	0.5	○				(うめ参照)
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3	○				<0.01, 0.08(¥)
うめ	0.5	0.5	○				<0.01, 0.14(¥)
おうとう（チェリーを含む。）	0.7	0.7	○				0.18, 0.28(¥)
ぶどう	2	2	○				0.08～0.54(n=5)※1
かき	0.7	0.7	○				0.14, 0.25(#)(¥)※1
綿実	0.7	0.7		0.7			
なたね	0.07	0.07		0.07			
茶	30	30	○				2.00～11.4(n=4)(荒茶)
ホップ	20	20			20.0	米国	【3.76, 5.67, 7.57(#)(米国ホップ)】
その他のスパイス	3	3	○	0.3			0.93, 1.16(#)(¥)(みかんの果皮)※1
その他のハーブ	0.2	0.05		0.2			
牛の筋肉	0.2	0.2	○	*0.02			※2
豚の筋肉	0.2	0.2	○				※2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2	○				※2
牛の脂肪	3	3	○	0.2			推:2.920
豚の脂肪	3	3	○	0.2			(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3	3	○	0.2			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.02	○	0.02			
豚の肝臓	0.02	0.02	○	0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02	○	0.02			
牛の腎臓	0.06	0.06	○	0.02			推:0.058
豚の腎臓	0.06	0.06	○	0.02			(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.06	0.06	○	0.02			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.06	0.06	○	0.02			(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.06	0.06	○	0.02			(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.06	0.06	○	0.02			(牛の腎臓参照)

農薬名　　シフルトリン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 国/地域基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
乳	0.2	0.2	○	*0.04			推:0.166
鶏の筋肉	0.01	0.01	○				※3
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01	○				※3
鶏の脂肪	0.05	0.01	○・申	0.01			<0.05,<0.05,<0.05(皮膚)
その他の家きんの脂肪	0.05	0.01	○・申	0.01			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01	0.01	○	0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01	○	0.01			
鶏の腎臓	0.01	0.01	○	0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01	○	0.01			
鶏の食用部分	0.01	0.01	○	0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01	○	0.01			
鶏の卵	0.05	0.01	○・申	0.01			<0.05,<0.05,<0.05(卵白)、<0.05,<0.05,<0.05(卵黄)
その他の家きんの卵	0.05	0.01	○・申	0.01			(鶏の卵参照)
はちみつ	0.05						※4
とうがらし（乾燥させたもの）				1			※5
綿実油（注１を除く。）				1			※5

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの
斜線:食品区分を削除したもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
(¥):最大値を基準値設定の根拠とする
推:推定される残留濃度であることを示す
* 動物用医薬品由来で設定されている国際基準。
注1) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油
※1) てんさい、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)、みかん(外果皮を含む。)、りんご、日本なし、もも(果皮及び種子を含む。)、ぶどう、かき及びその他のスパイスについては、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、てんさい、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)、みかん(外果皮を含む。)、りんご、日本なし、もも(果皮及び種子を含む。)、ぶどう、かき及びその他のスパイスは、5.0%乳剤2000倍散布を基に換算した。
※2)「牛の筋肉」、「豚の筋肉」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉」の基準値については、それぞれ「牛の脂肪」、「豚の脂肪」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪」に設定されている国際基準を参照して設定した。
※3)「鶏の筋肉」及び「その他の家きんの筋肉」の基準値については、「鶏の脂肪」及び「その他の家きんの脂肪」に設定されている国際基準を参照して設定した。
※4)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。
※5) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「綿実油(注1を除く。)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)及び綿実油(注1を除く。)の加工係数を7及び1.9と算出している。

答申（案）

シフルトリンについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

シフルトリン
今回残留基準値を設定する「シフルトリン」の規制対象は、シフルトリン（各異性体の和）のみとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
大麦	0.2
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.05
そば	0.2
その他の穀類[注1)]	0.2
大豆	0.05
小豆類[注2)]	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らっかせい	0.05
その他の豆類[注3)]	0.2
ばれいしょ	0.05
かんしょ	0.05
てんさい	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2
はくさい	1
キャベツ	0.3
カリフラワー	2
ごぼう	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.5
その他のきく科野菜[注4)]	2
たまねぎ	0.05
にんじん	0.07
その他のせり科野菜[注5)]	0.05
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜[注6)]	0.2

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1
しろうり	0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.1
まくわうり（果皮を含む。）	0.1
その他のうり科野菜[注7)]	0.1
オクラ	0.2
しょうが	0.05
えだまめ	2
その他の野菜[注8)]	0.05
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実[注9)]	1
りんご	0.7
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.3
うめ	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	0.7
ぶどう	2
かき	0.7
綿実	0.7
なたね	0.07
茶	30
ホップ	20
その他のスパイス[注10)]	3
その他のハーブ[注11)]	0.2
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注12)]の筋肉	0.2
牛の脂肪	3
豚の脂肪	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3

食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02 0.02 0.02
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.06 0.06 0.06
牛の食用部分[注13)] 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.06 0.06 0.06
乳	0.2
鶏の筋肉 その他の家きん[注14)] の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05 0.05
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.05 0.05
はちみつ	0.05

注1）「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
注2）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注3）「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
注4）「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
注5）「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注6）「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注7）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注8）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注9）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
注10）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注11）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
注12）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注13）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注14）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙7）

オルメトプリムについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

オルメトプリム
今回残留基準値を設定する「オルメトプリム」の規制対象は、オルメトプリムのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉 豚の筋肉	0.02 0.05
牛の脂肪 豚の脂肪	0.02 0.05
牛の肝臓 豚の肝臓	0.02 0.05
牛の腎臓 豚の腎臓	0.02 0.05
牛の食用部分注1) 豚の食用部分	0.02 0.05
鶏の筋肉 その他の家きん注2)の筋肉	0.1 0.1
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.1 0.1
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.1 0.1
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.1 0.1
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1
魚介類（さけ目魚類に限る。） 魚介類（うなぎ目魚類に限る。） 魚介類（その他の魚類注3)に限る。）	0.1 0.1 0.1

注1）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注2）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
注3）「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

答申（案）　（別紙8）

クロステボルについては、食品中の残留基準を設定しないことが妥当である。

答申（案）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙9）

トリブロムサランについては、食品中の残留基準を設定しないことが妥当である。